

令和7年第3回広尾町議会定例会 第3号

令和6年9月11日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 行政報告
- 4 認定第 1号 令和6年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 2号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 3号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 4号 令和6年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 5号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 6号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 7号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第 8号 令和6年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 12 認定第 9号 令和6年度広尾町下水道事業会計決算認定について
- 13 議案第77号 広尾町指定金融機関の指定について
- 14 発委第 4号 広尾町議会会議規則の一部改正について
- 15 発議第 9号 OTC類似薬の保険適用除外の議論を慎重に進めることを求める意見書の提出について
- 16 発議第10号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 17 発委第 5号 閉会中の委員会継続調査について
- 18 発議第11号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

1番 斎藤 弘樹	2番 尾矢 利昭
3番 大庭 克彦	4番 雄谷 幸裕
5番 山岸 謙一	6番 松田 健司
7番 志村 國昭	8番 浜野 隆
9番 萬亀山 ちづ子	10番 前崎 茂
11番 渡辺 富久馬	12番 山谷 照夫
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

港 湾 課 長 安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐 須 田 圭 一

〈教育委員会〉

教 育 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長	渡 辺 將 人
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
兼学校給食センター所長	三 浦 弘 樹
社会教育課長	村 中 晃 央
兼 図 書 館 長	村 中 晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃 央

〈選挙管理委員会〉

委 員 長 (19)	田 田 行 彦
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈監査委員会〉

代表監査委員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈農業委員会〉

会 事 務 局 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、大庭克彦議員、9番、萬龜山ちづ子議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月5日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

また、町長から議案1件、議会から議案1件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、1点目の第5次広尾町行政改革の取組状況についてであります。

第5次行政改革は、平成30年度から令和6年度までの7年間を計画期間といたしまして、第4次行政改革から引き継いだ「効率的な財政運営の執行」を基本方針に掲げ、4つの基本視点を柱に33項目の具体的取組事項を設定し、効率的な行財政運営の実現に取り組んでまいりました。

別冊の資料、取組状況報告書をご用意いただきます。

1ページをお願いいたします。

（1）の行政改革の取組状況であります。

計画期間中の全取組項目の達成度であります。

アの「推進済または推進中のもの」が25項目、78%、イの「一部推進しているもの」は7項目、22%、エの「後期計画対象外のもの」は1項目、ウの「進んでいない項目」についてはありませんでした。

具体的な項目ごとの評価につきましては、2ページから3ページに記載をしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

次に、4ページをお願いいたします。

行政改革期間中の取組効果額であります。

平成30年度から令和6年度までの7年間の取組効果額は、約10億7,000万円となったところであります。また、5ページは、改革期間を通じた主な取組効果額等を記載しております。9ページから12ページにかけましては、取組内容及び効果額を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

6ページをお願いいたします。

まとめといたしまして、これら第5次行政改革の成果等を踏まえ、第6次まちづくり推進総合計画を着実に推進し、新たに発生する諸課題に柔軟に対応できる行政運営を確立するため、今後も引き続き行政改革に取り組んでまいりたいとするものであります。

最後に、13ページをお願いいたします。

基金残高の推移であります。

行革大綱策定時見込みでは令和6年度で17億9,700万円を見込んでおりましたが、行政改革大綱の取組等により、基金残高は、一般会計分と備荒資金分を合わせ、令和6年度で34億6,000万円となったところであります。第5次行政改革の期間中の推進に当たっては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力により取り組んでまいりました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、2点目の大丸山森林公園頂上展望台の完成についてであります。

日高山脈襟裳十勝国立公園の指定を受けまして、大丸山森林公園頂上に日高山脈の山並みの景観が一望できる新たな展望台と公衆トイレの整備を進めておりましたが、8月29日に工事が完成し、9月5日に供用開始となりましたので、御報告いたします。

なお、本展望台は、本町の新たな魅力と観光振興につながることを期待しているところであります。後日、お披露目会の開催を予定しているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 認定第1号～日程第12 認定第9号

1、議長（堀田） 日程第4、認定第1号 令和6年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第9号 令和6年度広尾町下水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

本件9件は、決算審査特別委員会に付託されたものであります。報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、志村國昭議員、登壇の上、報告願います。

1、決算審査特別委員会委員長（志村） 決算審査特別委員会審査報告書。

令和7年第3回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会の開催日であります、令和7年9月3日、9日、10日の3日間であります。

事件及び審査の結果ですが、認定第1号から認定第9号までの9件を認定すべきと決定したので報告します。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和6年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂議員、登壇願います。

1、10番（前崎） 認定第1号 令和6年度広尾町一般会計決算に対し、反対討論をいたします。

新町政の下、長年にわたり議会で提案してきた学校給食費無償化や、電動生ごみ処理機購入補助事業のほか、保育料完全無償化並びに修学旅行費助成など、子育て支援の実施について、子育て中の保護者からも評価され、喜ばれているところであります。一方で、米価格の値上がり等、食料品の高騰や燃油、資材高騰など物価高で家計を直撃し、町民の生活やなりわいなどにも厳しさを増している状況にあります。

子ども農山漁村ホームステイ受入れ事業は、都市との交流については十分理解するとしても、その費用は本来、財政力のある荒川区並びに児童の保護者がその係る費用を負担するのが基本であります。また、多くの善意でいただいたふるさと納税寄附金は、本町の子どもたちに係る事業に活用するのが本旨であり、西海市との交流事業や中高生の海外研修事業の費用などに充当できる、ふるさと納税に活用すべきものと思慮します。

全国で本町だけと言われる政治家記念館を自治体が運営することは適切でなく、運営方法の見直しを図ることが急務であると考えます。

十勝市町村税滞納整理機構の運営分担金については、引受件数ゼロの町村を含む徴収税額以上の費用負担を強いられる町村が8町村に及ぶなど、制度上の矛盾を露呈しており、20年余を経過した整理機構の抜本的な見直しをする時期に来ております。

よって、本決算に反対をするものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

8番、浜野隆議員、登壇願います。

1、8番（浜野） 令和6年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

令和6年度決算は、子育て支援及び高齢者支援対策、健康予防対策など、町民が安心して暮らすための事業をはじめ、行政サービスの維持向上に努めており、また、環境保全、地域経済の安定、産業団体への支援などにも配慮し、様々な工夫を凝らし、各事務事業の遂行に尽力されたものであります。

新たな施策としては、ゼロカーボンシティ宣言を行い、地域の脱炭素化を進め、資源の有効活用や地方創生、地域課題の解決につなげるための施策の展開が見られます。

特別養護老人ホームの建て替えなど、高齢者支援、保育料の無償化、在宅育児支援金の新設、学校給食費の無償化などの子育て支援の充実のほか、福祉灯油の充実など、住民生活を支える施策が実施されております。

産業面では、農業で新たに多面的機能支払交付金事業を開始し、赤潮対策などの漁業振興を引き続き行うなど、各産業を支援し、活力あるまちづくりの展開にも取組が見られます。

また、令和6年度は、サンタランドが認定されてから40周年を迎えた節目の年でありました。イルミネーションの充実やサンタランド40周年記念事業として各種イベントを行い、サンタランド事業の推進が図られております。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和6年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 認定第3号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計の決算認定について、反対討論を行います。

2018年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行されて、7年目を迎えたところであります。

令和6年度国民健康保険税賦課限度額の後期高齢者支援分22万円が24万円に引き上げられ、国保医療分、介護納付金分を合計すると現行の104万円から106万円になり、2006年度の国民健康保険税賦課限度額62万円から比べると1.7倍になっております。

また、2023年度の国保税の所得割の税率引上げに伴い、本町の税率は十勝でも3番目に高い水準となっており、加えて他の健康保険にはない世帯当たりの平等割や被保険者1人当たりの均等割など、被保険者が増えるほど保険税が高くなる課税体系となっております。このことは、我が国の保険制度の均衡が取れていない現状を示しているものであります。

今日の燃油高騰、資材高騰など物価高で家計を直撃し、町民の生活やなりわいなど厳しさを増しており、被保険者の負担増は回避しなければならないと思慮いたします。

よって、本決算に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番、萬亀山ちづ子議員、登壇の上、発言を許します。

1、9番（萬亀山） 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の事業は、現在、北海道が運営の責任主体となり、市町村と共同で事務の効率化など、健全で安定的な維持運営を図っております。

また、国民健康保険加入者の医療の確保、そして健康の維持増進に努めており、疾病の早期発見・治療促進のための特定健診や未受診者への受診の勧奨などを行い、特定健診受診率も年々上昇しており、事業の効果が現れていると受け止めております。

広尾町においては、国民健康保険加入者が減少し、被保険者の高齢化が進む中、1人当たりの保

険給付費が増えておりますが、今後も国民健康保険事業への理解と国民健康保険税の収納率向上に努め、適正な会計運営にさらなる努力を期待し、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより認定第3号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和6年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和6年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第5号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和6年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和6年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報

告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和6年度広尾町下水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和6年度広尾町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第13 議案第77号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第77号 広尾町指定金融機関の指定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第77号 広尾町指定金融機関の指定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、下記の者を広尾町指定金融機関に指定したいとするものであります。

金融機関名は、浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2、日高信用金庫であります。指定開始日は令和7年11月8日であります。

指定の概要でありますが、長年にわたり広尾町指定金融機関として営業を行ってきた北海道銀行広尾支店が11月7日をもって帶広市店内に移転することから、北海道銀行より指定金融機関契約の解除の申入れがあり、本町といたしまして承諾したところであります。

このため、広尾町指定金融機関として承継をいただく金融機関について検討し、日高信用金庫に承継依頼を行い、ご承諾をいたいたものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第77号 広尾町指定金融機関の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発委第4号

1、議長（堀田） 日程第14、発委第4号 広尾町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、志村國昭議員、登壇願います。

1、議会運営委員会委員長（志村） 発委第4号 広尾町議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

本改正は、調査のため必要があると認められるときに、ほかの委員会と合同で調査を行う合同委員会に関する規定の追加等の改正をするものであります。

追加議案資料1ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

なお、附則につきましては、公布の日から施行するとするものであります。

以上、議決方よろしくお願ひします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより発委第4号 広尾町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第9号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第9号 OTC類似薬の保険適用除外の議論を慎重に進めるこ
とを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前崎茂議員、登壇願います。

1、10番（前崎） 発議第9号 OTC類似薬の保険適用除外の議論を慎重に進めることを求める
意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

意見書の内容であります。

政府は、6月13日に決定した経済財政運営の指針「骨太方針」で「OTC（Over The C
ounter）類似薬」の保険適用除外について議論を進めている。

「OTC類似薬」は、医師の処方箋がなくても購入できる市販薬に近い効能を持つ医療用医薬品
で、経済的に余裕のない層は必要な薬を購入しづらくなり、所得によって医療へのアクセスに格差
が生ずるおそれがある。

日本医師会でも、患者の経済的負担の増加や医療機関の受診控えによる健康被害、薬の適正使用
が困難になるなど「OTC類似薬」を保険適用から外すことに反対をしている。

北海道医師会等でも、「OTC類似薬」が保険適用から外れると、ぜんそく発作で呼吸困難になり
緊急入院した患者に点滴はするが、抗アレルギー剤は薬局に行って購入しなければならなくなる。

加えて、難病で医療費助成の対象となっている患者や、乳幼児医療費助成制度により無料で処方
されていた患者が、高額な保険適用除外の「OTC類似薬」を購入しなければならない事態になる。

「OTC類似薬」の保険給付適用除外にすることは、自己負担増から治療が必要な患者の受診控
えなどを生じ、症状の悪化を招きかねない薬剤の適正使用に困難をもたらすことになるため、患者
の健康を守る視点からも保険適用除外の議論を慎重に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以下、記載のとおりであります。議決方よろしくお願ひをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第10号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第10号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、山谷照夫議員、登壇の上、説明願います。

1、12番（山谷） 発議第10号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源を有しており、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかし、本道の道路を取り巻く環境は、自然災害に伴う交通障害、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化により、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも、高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い、自然災害の対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえて、国土強靭化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋りょう、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるため、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

3、人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高

規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、記載のとおりです。議決方よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第17 発委第5号

1、議長（堀田） 日程第17、発委第5号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第5号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。記といったしまして、1、調査期間は、令和7年第3回定例会終了後から令和7年第4回定例会ま

で。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、移住・定住について。

産業常任委員会、(1)、公共複合施設における商業振興について、(2)、ふるさと納税返礼品による産業振興について。

合同委員会(総務常任委員会、産業常任委員会)、(1)、第6次広尾町まちづくり推進総合計画の後期見直しについて。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長(堀田) お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第18 発議第11号

1、議長(堀田) 日程第18、発議第11号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長(白石) 発議第11号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、十勝町村議会議長会議員研修会。

(1)、目的、議員活動研さんのため。

(2)、派遣場所、幕別町であります。

(3)、期間、令和7年10月30日。

(4)、派遣議員、全議員であります。

以上であります。

1、議長(堀田) お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和7年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時43分